

令和3年3月26日

障害福祉サービス事業所 様
地域生活支援事業 登録事業者 様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害福祉認定給付課長

緊急事態宣言が解除された場合に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応等の取扱いについて（第2報）

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言が解除された場合に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応等の取扱いについては、これまで「緊急事態宣言が解除された場合に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応等の取扱いについて」（令和2年5月21日付東大阪市福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課長）において、お示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第8報）」（令和3年3月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、令和3年4月以降の取扱いが示されましたので、本市における取扱いをお示しいたします。ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。本取扱いにお示ししている内容以外は、現時点において令和3年4月以降も特段取扱いは変わりません。

なお、本取扱い等は、現時点での国、大阪府等の状況を踏まえ実施するものです。

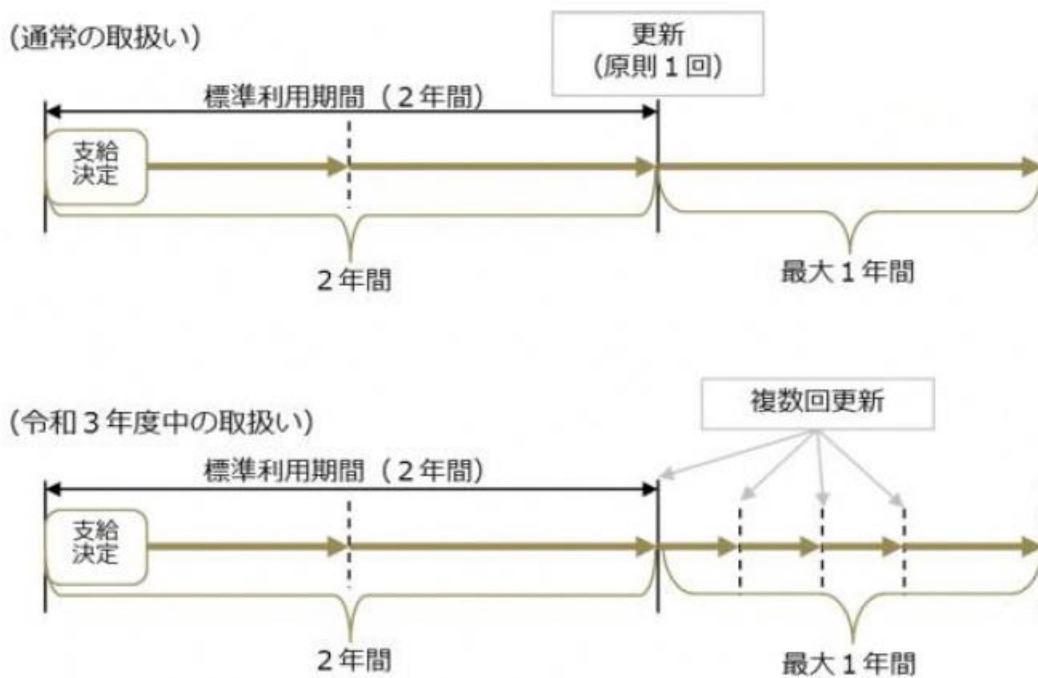
記

- 1 「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について（第2報）」（令和2年4月20日付け東大阪福障認第277号）の取扱いについて
「2 就労継続支援事業B型における就労アセスメントの取扱い等について」、「3 就労移行支援事業等における標準利用期間の更新の取扱いについて」は、お示ししていたとおり、本年度限りの取扱いとなります。このため、これらについては、令和3年4月以降は、下記2に示した内容を除き、従来の取扱いに戻るものとなります。
2. 就労移行支援における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新について
就労移行支援については、標準利用期間（2年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間支給決定期間の更新（原則1回）を可能としており、本年度に限り、その柔軟な取扱いも認めていたところです。一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、今後ますます一般企業におけるテレワークによる働き方が一般的になるなど、働き方の多様化が急速に進むことが予想さ

れ、現在実施している就労移行支援の訓練の内容によっては、これに十分に対応しておらず、円滑な一般就労の移行に支障を来すケースも想定されます。

このため、令和3年4月以降に就労移行支援の標準利用期間（2年間）内での支援の終了を迎える利用者が、標準利用期間を超えてさらにサービスの利用を希望する場合には、働き方の多様化等労働市場が急速に変化していることを十分に考慮した上で、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新を検討いたします。その際、「原則1回」とされている更新回数については、令和3年4月以降、令和3年度中は、最大1年間の範囲内で「複数回」の更新も可能となるので、それまでの支援内容を踏まえつつ、利用者本人及び労働市場の状況に応じてきめ細かい対応を検討していきます。

なお、本取扱いは、就労移行支援のみとなります。



3 その他

- ・各取扱いについては、国、大阪府等の状況を踏まえ、連絡させていただきます。
- ・本取扱いの対象者は、東大阪市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、他市の担当部署へご確認ください。
- ・本取扱いは、あくまで新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いですのでご注意ください。

(参考)

- ・緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について（令和2年4月8日付け東大阪福障認第125号）
- ・緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について（第2報）（令和2年4月20日付け東大阪福障認第277号）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者への相談支援の実施等について（第2報）（令和2年5月8日付け東大阪福障認第468号）
- ・ 緊急事態宣言が解除された場合に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応等の取扱いについて（令和2年5月21日付け東大阪福障認第608号）

（問い合わせ先）

〒577-0809

東大阪市荒本北一丁目1番1号

障害福祉認定給付課

電 話：06-4309-3184（直通）

F A X：06-4309-3813